

申告受付日程表

令和6年分確定申告、令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告

■確定申告の受付等に関しては、下記のとおりになります。

地区行政センター

申告期限は**3月17日(月)**

月	日	曜日	申告会場	申告受付時間	予約電話番号	予約方法
2	4	火	南高麗地区行政センター	9:00～14:00	972-2805	【予約受付開始日】 1月15日(水) 【予約受付時間】 平日の8:30～17:00までに 電話で予約 してください。
	5	水	東吾野地区行政センター		978-1212	
	6	木	吾野地区行政センター		978-1211	
	7	金	名栗地区行政センター		979-1121	
	10	月	原市場地区行政センター		977-1232	

市役所 5階501会議室

1日150人程度の人数制限を設けた完全予約制による受付となります。

《申告受付日》

令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月)の平日

〈受付時間〉(午前)9:00～12:00 (午後)13:00～16:00

※受付時間は、30分間隔で予約を設けています。

例)9:00～9:30の枠、9:30～10:00の枠

〈予約方法〉①飯能市予約・申込サービスで予約

令和7年1月20日(月)午前10時～令和7年3月17日(月)

期間中24時間受付

飯能市ホームページ又は下記二次元コードから予約してください。



※飯能市予約・申込サービスでは、希望日の受付時間(受付開始)まで予約できます。

例えば、「9:00～9:30」枠なら9:00まで受付が可能です。

②電話で予約

令和7年1月20日(月)～令和7年3月14日(金)

期間中の平日 10:00～12:00、13:00～16:00

電話番号 **042-973-2111**(代表)内線**362、410**

※電話での予約は、希望する申告受付日の前日までとなります。

○日曜開庁

〈日付〉令和7年3月2日

〈受付時間〉(午前)9:00～12:00

〈受付方法〉飯能市予約・申込サービスまたは電話で予約

※予約方法は、上記と同様です。

【ご注意ください】

○予約人数が、上限に達し次第、受付終了となります。予約のキャンセルが発生するなど、特別な事情がない限り、ご希望に添えないこともあります。

○対象地区は市内全域であり、地区別の受付指定日は設けていません。

■**市民税・県民税の申告は、1月6日(月)から市民税課窓口(3番)で受付をします。**

市民税・県民税の申告書を提出する方は、上記の予約は必要ありません。

※申告期間中は、窓口が大変込み合います。混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。

提出書類チェックシート

令和7年度(6年分)市民税・県民税申告書の提出にあたり、収入や控除の計算に必要な書類、資料等に漏れがないようにチェックシートでご確認ください。

市民税・県民税の申告者全員に共通するもの

- ☐ 同封の申告書(印鑑の押印は不要)
 - ☐ 申告者分のマイナンバーカード等+本人確認書類のコピー(被扶養者・専従者分は番号の記載のみ)
(窓口で市の職員が確認する場合は原本の提示のみ) ※申告の手引き3頁もご参照ください。
- 番号確認書類(マイナンバーが確認できるもの) ●マイナンバーカード ●通知カード ●個人番号が記載された住民票等
本人確認書類(ご本人であることを証明するもの) ●運転免許証など

令和6年1月～12月の所得を証明する書類(一部抜粋)

給与収入	☐ 給与所得の源泉徴収票(市民税・県民税申告はコピー可) ☐ 源泉徴収票のない方は給与の明細書等(令和6年1月分～12月分) ※複数の支払者から受取がある場合は金額に関わらず全て
公的年金等の収入	☐ 公的年金等の源泉徴収票(市民税・県民税申告はコピー可) ※複数の支払者から受取がある場合は金額に関わらず全て
個人年金収入 (生命保険年金等)	☐ 支払証明書(市民税・県民税申告はコピー可) ※受取金額と必要経費のわかるもの
報酬金・配分金 (シルバー人材センター等)	☐ 支払調書(市民税・県民税申告はコピー可) ☐ 配分金支払証明書 ※受取金額と必要経費のわかるもの
満期保険金 解約保険金	☐ 支払証明書等(市民税・県民税申告はコピー可) ※受取金額と必要経費のわかるもの
事業収入 不動産収入	申告書の裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入が必要となります。記入に使用した帳簿・書類はご自身で保管してください。 ※平成26年1月1日より記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

控除の適用を受けるのに必要な書類 【令和6年1月～12月支払分が対象です】

生命保険料控除	☐ 生命保険料控除証明書(原本)
地震保険料控除	☐ 地震保険料控除証明書(原本) ☐ 長期損害保険料控除証明書(原本)
社会保険料控除	☐ 控除証明書(原本)、領収書等 [対象となるもの] 国民年金保険料・国民健康保険税(料)・介護保険料・後期高齢者医療保険料・任意継続保険料等
医療費控除 (セルフメディケーション税制含む) ※医療費控除明細書は記入して持参・郵送してください。領収書の添付、提示は不要です。ご自身で5年間保存してください。	☐ 医療費控除(セルフメディケーション税制)の明細書(個人別、病院別に分けてまとめ、計算したもの) ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細書の一部を省略できる場合があります。 ☐ 保険金などで補てんされた金額のわかるもの ☐ 健康保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(セルフメディケーション税制のみ)
寄附金控除	☐ 寄附金(ふるさと納税を含む)の領収書、証明書(原本) ※申告書を提出するとワンストップ特例は適用されません。すべての寄附金の領収書、証明書を添付してください。
障害者控除	☐ 障害者手帳・被爆者手帳等(コピー可)・市役所介護福祉課発行の障害者控除対象者認定書
勤労学生控除	☐ 学生証(コピー可) ※入学と卒業(予定)年度が記載されているもの
小規模企業共済等掛金控除	☐ 小規模企業共済等掛金払込証明書(原本)等
被扶養者が 国外在住の場合	☐ 親族関係書類 ☐ 送金関係書類 など ※申請書類等に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。

※添付書類は必ず提出してください。申告書に記入があっても確認できない場合は控除されないことがあります。

※令和7年1月1日以前に死亡又は市外へ転出された方は市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。